



化学物質による労働者の健康障害 防止措置に係る検討会報告書を公表 (平成 26 年度)

厚生労働省は、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」にて、有害性評価とばく露評価によりリスクが高いと判断された「ナフタレン」と「リフラクトリーセラミックファイバー」(RCF)について、具体的な健康障害防止措置の検討を行い、平成 27 年 2 月 6 日に報告書を公表しました。

検討の結果、ナフタレンとこれを含む製剤その他の物を製造し、または取り扱う業務について、特定化学物質障害予防規則(特化則)の特定第 2 類物質と同様に作業環境測定の実施、局所排気装置の設置、作業の記録の保存(30 年間)等の規制が事業者に対して必要であるとしています。

また、RCF とこれを含む製剤その他の物を製造し、または取り扱う業務について、特化則の管理第 2 類物質と同様に、作業環境測定の実施、局所排気装置の設置などの事業者に対する規制が必要であるとしています。さらに、RCF を断熱材などとして用いた設備の施工、補修、解体などの作業については、その作業の特性を勘案し、上記規制に加え、呼吸用保護具の着用を義務付けるなど、規制化が必要であるとしています。

今回の報告書を受けて、厚生労働省では、平成 27 年 6 月頃にパブリックコメントを実施、同年 8 月頃に改正政令、規則の公布を行い、同年 10 月頃に施行予定(一部猶予や適用除外あり)としています。

資料 平成 26 年度化学物質による労働者の健康障害
防止措置に係る検討会報告書
測定技術箇所 山田悠貴

カドミウム、特管産廃の判定基準 などに関する検討(案)に関する パブリックコメントについて

中央環境審議会 循環型社会部会 廃棄物処理基準等専門委員会は、「委員会報告書(廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等に関する検討(カドミウム)(案)」を取りまとめ、平成 27 年 3 月 11 日(水)までパブリックコメントを行っています。

なお、カドミウムの基準値に関する内容は以下の通りです。

- ① 特別管理産業廃棄物:廃酸・廃アルカリ(処理物含む)は 0.3mg/l、燃え殻・ばいじん・鉱さい・汚泥・処理物(廃酸・廃アルカリを除く)は 0.09 mg/l
- ② 有害な産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る基準:燃え殻・ばいじん・鉱さい・汚泥・処理物(廃酸・廃アルカリを除く)は 0.09 mg/l
- ③ 産業廃棄物の海洋投入処分:赤泥、建設汚泥は 0.003mg/l、有機性汚泥、動植物性残さは 0.03mg/kg、廃酸、廃アルカリ、家畜ふん尿は 0.03mg/l
- ④ 廃棄物最終処分場の放流水の排水基準等:一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の放流水及び廃止時の保有水等は 0.03 mg/l、産業廃棄物安定型最終処分場の浸透水の基準及び廃止時の浸透水および処分場廃止時の地下水は 0.003mg/l

当社では、排水、下水、環境水、産業廃棄物などの様々な種類の分析について、長年の経験と実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 27 年 2 月 10 日付 環境省報道発表資料
化学分析箇所 竹下尚長

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1. RoHS 指令附属書 II の改訂案を WTO に通知](#)

[2. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定申請について](#)

[3. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)



水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました!

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

お問合せはこちら